

第2回 公共ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和6年11月20日（水）10：00～12：18

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員） 中室 牧子（座長）、杉本 純子（座長代理）、林 いづみ、落合 孝文、
川邊 健太郎

（専門委員） 戸田 文雄、村上 文洋、田中 良弘、住田 智子、片桐 直人

（事務局） 大平参事官

（関係者） 東 啓二 一般社団法人地域後見推進センター 理事

内野 宗揮 法務省 大臣官房審議官（民事局担当）

波多野 紀夫 法務省民事局 参事官

竹下 慶 法務省民事局 参事官

吉田 修 厚生労働省 大臣官房審議官（老健、障害保健福祉担当）

火宮 麻衣子 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長

羽野 嘉朗 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室長

向井 宣人 最高裁判所事務総局家庭局 第二課長

水木 淳 最高裁判所事務総局デジタル総合政策室 企画官

4. 議題：

（開会）

議題、「法定後見制度の課題と対策」

（閉会）

5. 議事録：

○大平参事官 定刻となりましたので、御出席予定の委員の方でまだ見えられていない方もいらっしゃるようですけれども、時間でございますので、ただいまから、規制改革推進会議第2回「公共ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議となりますので、会議資料は画面に共有いたしますが、お手元にも御準備いただければと思います。会議中は発言者の声ははっきり聞き取れるよう、基本的にマイクをミュートにして

いただくようお願いいたします。御発言される際にはミュートを解除していただき、御発言後に再びミュートに戻していただきますよう御協力をお願いいたします。

続きまして、本日のワーキング・グループの出席状況について報告いたします。御連絡いただいておりますのは、大橋専門委員が御欠席との連絡を承っております。

以後、議事の進行は座長をお願いしたいと思います。中室座長、よろしくをお願いいたします。

○中室座長 どうもありがとうございます。本ワーキングの座長を務めております、中室と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題「法定後見制度の課題と対策」に入りたいと思います。我が国では、急激な高齢化に伴って増加している認知症の方々をどのように支えるかということが非常に重要な社会課題となっています。認知症の有病者数は現在400万人を超えると推定されており、軽度認知障害も含めると既に1,000万人を超えとも言われています。認知症を発症し、判断能力がないと認められると、法律行為が制限され、預貯金口座なども凍結されることとなりますが、こうした場合に対応するため、成年後見制度をはじめとした法定後見制度が活用されています。政府でも法定後見制度の利用促進が図られ、約25万人が活用している一方、一度後見人が選任されると本人の意思で終了することができない、その手続については煩雑、などの課題が指摘されています。

公共ワーキング・グループでは、これまで、多死社会到来を踏まえ、死亡・相続に関する手続の見直しや効率化を議論してまいりましたが、認知症患者が増加している中、生前から「終活」を行う重要性は高まっており、その観点からも法定後見制度の利用促進は重要であると考えます。

そのため、本日は死亡・相続の周辺課題とも言える法定後見制度に関する課題への対策などについて御議論いただければと思います。この議論に関しましては、一般社団法人地域後見推進センター、法務省、厚生労働省に御出席をいただいておりますほか、オブザーバーとして最高裁判所事務総局に御参加いただいております。

初めに、本日の議題に関する御要望をお伺いしたいと思います。一般社団法人地域後見推進センターから、事前に御提出いただいた資料を基に御意見を頂戴したいと思います。大変恐縮ではございますが、本日は論点が非常にたくさんありますため、お時間はどうか厳守でお願いしたいと思います。15分程度で御説明をお願いいたします。一般社団法人地域後見推進センター様、お願いします。

○一般社団法人地域後見推進センター（東理事） 一般社団法人地域後見推進センターの理事を務めております、東です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1ということで始めていききたいと思います。右肩の番号がスライド番号ということで皆さんに御覧いただきたいと思います。

一般社団法人地域後見推進センターは、下の表にもありますけれども、市民後見人養成講座を2008年から東京大学で始めまして、その後、東京大学の組織改編がありまして、私

どもは2016年4月に設立しております。3,904名の修了生が昨年度まで修了しております。

事業については市民後見人養成講座の本講座とスキルアップのためのフォローアップ・実践者研修、それと修了者の活動支援ということで、主にNPO、一般社団法人の立ち上げ支援、そこで法人後見を地域で担うということと、中には親族後見ということを考えて受講されていますので、相談や申立支援等も日々行っております。その他、権利擁護調査の研究と、委託事業として主に市町村・市町村社協の市民後見人養成講座、また、フォローアップ研修と、いわゆる市民後見人が活用できるためのスキーム作りということで、実施機関・中核機関等の設置支援ということでコンサル業務も行っております。

関連して、東京大学と企業との共同研究もありまして、そこに関連しまして、主に市民後見に関わるものにつきましては損保会社と市民後見活動保険ということで横領の対策を含めた保険を開発しているということで活動しております。

それでは、2枚目なのですが、今日のお話をする範囲としましては法定後見制度ということで、任意後見については今回は外して、任意後見は大変良い制度なのですが、国民の1%にしか使われていないということで、99%が法定後見という状況になっておりますけれども、今日はこの法定後見の課題等について私どもからいろいろお話をしたいと考えております。

それでは、成年後見制度の簡単な概要ということで初めにお話ししたいと思います。成年後見制度は法定後見で、申立権者ということで家庭裁判所が受け付ける申立権者というのは限られておりまして、これは民法若しくは市町村向けの老人福祉法等で掲げてあり、上の本人、4親等以内の親族、市町村長ということで申立てをして、その申立てには診断書、本人情報シートということが記載されておりまして、医師・福祉関係者の意見を基に家庭裁判所が申立ての中をチェックして、下の後見、保佐、補助という3類型で、一番重たい方が重度の後見、重度の方が保佐、軽度の方が補助ということで、これも制度の理念で残存能力の活用、自己決定の尊重ということがありますので、一番重たい後見の方につきましては、権限については包括的な代理権、取消権、それと保佐、補助については状態に応じて代理権の一部、若しくは保佐については同意・取消権が用意されている。あと、補助につきましては相当判断能力がまだ十分にあると考えられておりますので、代理権、取消権の権限については一部ということで限定している。

この後見の担い手ということで、民法上の区分はありませんけれども、便宜上、専門職後見、職業後見、法人後見、市民後見、親族後見ということで私たちは区分しているという状況になっております。

次の4枚目ですけれども、後見事務（後見人の仕事）ですけれども、いわゆる法律行為（契約行為）が後見人の仕事ということになっております。主に財産管理、通帳の管理や不動産の売買、あと、身上保護ということで、本人が安全・安心に暮らすために支援する事務ということで、医療機関に関する手続や老人ホーム等の入所手続等がこの身上保護ということで、従前、財産管理偏重の事務ということで言われておりまして、これが問題視

されて、今後は身上保護が重要だということで、今後の改正にもキーワードということで考えております。後見人の仕事としては、ホームヘルパーが家事援助をする、病院職員の方が医療行為を行う事実行為は後見人のお仕事には含まれていないという一つの概念がございます。

以上、成年後見の概要ということで、最後を担う市民後見人がいるということで先ほど御説明しましたけれども、市民後見人はいわゆる養成講座を受講することが求められておりまして、それは市町村が主体となり、市町村が社会福祉協議会等へ委託して、いわゆる後見センターと言われるものが実施機関と言われておりますけれども、ここで養成講座の研修、それと推薦、選任された後の困難事例の相談、バックアップするということと、横領等がないように業務チェックをするということで家庭裁判所は初めて一般住民の方を選任するというので、これは法務省、厚生労働省の協議事項ということで、平成23年に厚生労働省から運用の通知ということで市町村に通知をされている経過があります。

下のパターン2というのは、実施機関が市町村全てに整備されているわけでありませぬので、実施機関が関われない場合は当センターの修了生がここに入ってくるという形になりますけれども、市民後見養成講座を修了した方が一般社団法人、NPO法人等の非営利団体を設立して、法人後見を受任して地域のために活動するというので、2つのパターンが市民後見人のフィールドということで現在稼働しているという状況になろうかと思っております。

あと、今日の課題ということで、私どもから5つ提示しております。

①は後見制度の使いにくさということで、途中で利用を終了できない、一時的に終了ができない、あと、後見人の交代が難しいと書いてありますけれども、基本的に交代という意味ではできない。

あと、現在、民法改正に向けて検討事項ということで法務省を中心に議論されていると思いますが、②以降につきましては利用者目線、また、制度を支える行政目線ということで課題をピックアップしたつもりでございます。②については申立ての負担感、あと、③については市町村長の申立ての負担、あと、④については中核機関の課題があること。あと、⑤については市民後見人の養成講座の課題ということで、後に詳細にお話ししていきたいと思っております。

あと、7番目ですけれども、発生要因をまとめた表になっております。2つの分類で始めております。後見申立てをしない、それと市民後見人の候補者が増えないということで、まず、後見人を申出しないという選択肢は、なぜ候補者がそういう選択をするのかということと、市民後見人が増えないという原因について分析しながら対策につなげなければ、今後の問題が具体的に解決しないということで修正すべきポイントを示してございます。法制審議会において既に議論をしていますけれども、その議論はネットなどで見ますとなかなか法律論的であり、果たしてその議論の内容を現場の国民が理解してその議論の内容が機能するかというのは私どももちょっと心配しておりますので、そのために原因をきち

んと分析して、問題解決の糸口となる根本原因を定義したいと思っております。

それでは、次のスライドから、課題についてポイントを絞って説明をさせていただきます。8枚目ですけれども、後見制度の利用を開始した場合に、現在はおくまに障害の改善の場合は後見を終了しますけれども、基本的には本人が死亡しなければ終了しない。また、一時的に使いたいのだけれどもといっても、なかなかそれは制度上無理という状況になっております。

それと、親族が後見人として選任されにくいという話も先行しております。ニーズがないのに後見報酬を支払い続ける必要があるということで、その辺が親族には相当負担感ということで思われているのか、申立てが減少しているという状況にあると私どもは考えています。その結果、専門職の後見人が増えているということで、なかなか福祉的な見地がないのかなという状況もあろうと思います。

あと、業務量に見合った報酬が得られていないということで、後見人がついて良かったというメリッ感が本人もしくは家族、それと支援者の中でもなかなか実感できない状況があるのではないかとということです。

あと、交代についても、相性が悪くても交代がなかなかできないということになっております。

それと、9枚目になりますが、後見人の選任のための連携ということで、これは市町村の実施機関から中核機関へのバージョンアップということで利用促進法の中の基本計画で位置付けられている組織ですけれども、この機能がまだなかなかされていないのではないかと考えております。いわゆる中核機関の担当者が相談する場合、後半にも話しますけれども、中核機関が担っていますけれども、選任するために家庭裁判所としては家庭裁判所に申立て等で検討はしますけれども、財産が多額のためということであるとなかなか親族等が就任できない。そこで、中核機関が親族が望ましいという考えをしっかりと家庭裁判所に情報共有ということで積極的に意見を述べる機会があれば、これらは影響するということで考えております。親族後見人がある程度市町村の養成講座等を受講して登録をするというのも一つの選任のための道なのかなということで考えております。

それと、10枚目ですけれども、申立手続について、家庭裁判所に書類を出す量が相当多いということで、この負担感も多いと考えております。書式もWord、Excelということでなかなか大変だということで、基本的にはオンラインでできるようにということで、現在、直接家庭裁判所に持ち込む、あとは郵送ということになっておりますので、デジタル化の方向も検討いただければと思っております。

次に、市町村長の申立てですけれども、これは私が市民後見人養成講座で接点のある市町村の北海道の自治体職員、中核機関の職員から相談を受けたものなのですけれども、市町村長申立ての際に事務量が多くあるということで、親族の調査等は相当自治体職員は大変ですので、なかなか自治体、特に施設の多い市町村は、施設の所在地で申立てするのか、若しくは出身市町村で申立てをするのかという申立ての行政間の押し付け合い等も現状は

あるということで、この辺の基準は示されていますけれども、曖昧さがあるという指摘を受けていますので、厚生労働省からある程度明確に指示をいただければということで書いてございます。

続きまして、いろいろな相談を受けますけれども、中核機関の職員自体が相当高度な相談を受ける場合に難儀しているということで、家庭裁判所等に質問することもありますけれども、裁判所の立場もありますけれども、なかなか具体的なことは一般論ということで、そのために中核機関の方々がいろいろなやり方で調査しますけれども、属人的なちょっと偏った特定の知見を基に理解されてしまっているという状況もありますので、K-ねっとで蓄積されているような情報を共有されると中核機関は相当動きやすいのかなということで考えております。

あと、13枚目ですけれども、それに付随して私どもが考えているのは、親族後見人とその家族が、何か問題があったときは親族後見家族対家庭裁判所という状況がございますので、なかなかお互いの言い分はありますけれども、ある程度仲介に入って、K-ねっとも含めてそれをきちんとジャッジするような組織作りをすることで、今後、家庭裁判所の運用も円滑に進むのかなということでの提案でございます。

最後は市民後見人養成講座に関する問題ということになりますけれども、市民後見人養成講座は引っ越しした場合に次の自治体で受講しづらいという声も上がっていて、この辺については人物評価ということで養成の間に中核機関、実施機関等が後見人に望ましいかどうかという判断をするのですけれども、基本的な制度論的なものは次の移動した市町村で免除をして、地域性のあるものだけを受講して、ある程度手軽に容易に受けられるような配慮が必要でないかということでこの提案を挙げてございます。

大分早口になりましたけれども、ちょうど時間となりましたので終了させていただきます。

○中室座長 ありがとうございます。

続きまして、関係省庁から制度の概要やこれまでの取組状況について御説明をお願いしたいと思います。まず、法務省から事前に御提出いただいた資料を基に御説明をいただきたいと思います。10分程度でお願いいたします。

法務省さん、よろしいでしょうか。

○法務省（内野審議官） それでは、述べさせていただきます。

恐縮でございますが、お手元の資料の1ページを御覧くださいませ。まず、法定後見制度の概要につきまして示させていただきます。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のための介護などのサービス、又は施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らこのようなことをするのは難しいという場合がございます。また、自分に不利益な契約でありましても、これについてよく判断ができずに契約を結んでしまう、悪質商法の被害にあうというおそれもございます。このような

判断能力が不十分な方々を保護いたしまして支援する制度として、民法には成年後見制度が設けられてございます。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度がございます。法定後見制度は先ほどの後見センター様の資料にもございましたとおり、本人の判断能力が不十分になった後に家庭裁判所によって選任されました成年後見人等が本人を法律的に支援するという制度でございます。法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じまして後見、保佐、補助の3つの制度が設けられてございます。家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人、保佐人、補助人を選任いたします。この成年後見人等は、それぞれの制度に応じまして一定の範囲で本人を代理し、本人が締結した契約を取り消すといったことによって本人を法律的に支援する。成年後見人等の役割につきましては、資料の下方の囲み部分に記載してございますので、適宜御覧いただければと思います。

続きまして、2ページを御覧いただけますでしょうか。政府方針であります第二期成年後見制度利用促進基本計画についてでございます。成年後見制度については、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年に成立いたしまして、その後、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、成年後見制度利用促進専門家会議におけます検討が開始されました。そして、令和3年12月の取りまとめを経まして、令和4年3月、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。第二期基本計画では、資料の中ほどに記載させていただいておりますが、様々な指摘の内容を踏まえまして、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされております。

また、第二期基本計画では、障害者権利条約に基づく審査の状況を踏まえまして、制度を見直すべきとの指摘があることについても言及されております。この点に関し、令和4年には障害者の権利に関する条約の第1回対日審査が行われており、同年10月に公表されました障害者権利委員会の総括所見では、資料下方に記載しておりますような勧告がされております。

それでは、3ページを御覧いただけますでしょうか。第二期基本計画を踏まえたこれまでの検討状況についてでございます。法務省は、令和4年6月以降、成年後見制度の在り方に関する研究会に参加し、制度の見直しに向けた検討を行ってまいりました。この研究会では第二期基本計画の内容等も踏まえた議論が行われ、本年2月に報告書の取りまとめがされました。その上で、本年2月、法務大臣からその諮問機関である法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされております。諮問の内容は、資料中ほどに記載しているとおりでございます。これを受けまして、法制審議会民法（成年後見等関係）部会が新設されまして、本年4月以降、部会における調査審議が行われております。

続いて、4ページをお願いいたします。法制審議会民法（成年後見等関係）部会における議論の状況でございます。現行の法定後見制度に関しましてはその課題としていくつか指摘されているところでありますが、その主なものを資料に記載させていただいております。

まず1点目として、若干既に御指摘いただいておりますが、法定後見制度の利用を開始しますと、基本的には本人の判断能力が回復しない限り制度の利用が継続するため、本人が制度の利用をやめることができないとの指摘があります。部会では、法定後見に一定の期間を設けることや、具体的な必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了するといった仕組みについて検討がされています。

2点目といたしまして、成年後見人には包括的な取消権、代理権が付与されるという御説明をさせていただきましたが、成年後見人によるその権限の行使の仕方によっては本人の自己決定が必要以上に制限される場合があるとの指摘がございます。部会では、本人の同意を要件とする仕組みや成年後見人等の権限を本人にとって必要な範囲に限定して付与するといった仕組みについて検討がされています。

3点目といたしまして、法定後見制度を利用する本人の状況が変化をし、例えば本人のニーズの重点が財産管理から身上保護に移行した場合であっても、成年後見人等の辞任、解任ということがされず、その交代が実現しないことによりまして、本人がそのニーズに合った保護を受けることができないとの指摘がございます。部会では、本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなどの適切な保護を受けることができる仕組みといったものにつきまして検討がされている状況でございます。

5ページを御覧いただけますでしょうか。成年後見制度の見直しについて部会で検討されているテーマは、先ほども御説明した制度に対する指摘に関するもののほかに、この資料に記載しておりますように多岐にわたるテーマがございます。

最後に、成年後見制度の見直しに係るスケジュール等について御説明いたします。部会では、令和6年4月から10月末までに合計9回の会議を開催しております。検討テーマに関する御議論のほか、認知症、知的障害、精神障害、発達障害の当事者団体様等、また、障害者を支援する団体、成年後見制度に係る申立権を付与されている福祉関係の行政機関、権利擁護支援の担い手である社会福祉協議会、入所施設において生活支援を行う団体といった様々な皆様、そして、国連障害者権利委員会元副委員長をされておられた方のヒアリングということも実施しております。今後、第二期基本計画の対象期間が令和4年度から令和8年度までとされていることも踏まえつつ、調査審議が行われる見込みということになっております。

続いて、6ページを御覧いただけますでしょうか。家事事件手続のデジタル化関係の御説明を最後にさせていただきたいと思っております。民事裁判手続のデジタル化に関しましては、令和4年5月に民事訴訟法等の一部を改正する法律が、令和5年6月に民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律がそれぞれ成立いたしました。この資料にありますように、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律は、民事執行手続や倒産手続など、民事訴訟以外の民事関係手続についてデジタル化を図るものであり、家事事件手続もその対象となっておりますところ、その内容はおおむね以下のとおりとなります。

まず第1に、全ての裁判所において後見開始の審判の申立て等といったものをインターネットを利用してできることといたしました。

第2に、家事審判の手続の期日における手続をウェブ会議等を利用して行うことについて、これまでもウェブ会議や電話会議を利用することは可能であったものの、その要件が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときとされておりました。改正法は、当事者が遠隔地に居住しているときという要件の例示を削除し、端的に相当と認めるときとして、当事者が裁判所よりも遠隔地に居住していなくとも利用できることを明確にいたしました。

第3に、家事事件のうち、最高裁判所規則で定める一部の事件を除きますが、事件記録を電子データ化することといたしました。民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というのは、段階的に施行されるということになっております。公布から5年以内に全面的に施行されることとされておまして、ただいま述べました家事事件手続のデジタル化も今後、施行されることとなっていくものであります。

法務省からは以上でございます。

○中室座長 法務省さん、どうもありがとうございました。

続きまして、厚生労働省さんからの御説明をお願いします。10分程度でお願いいたします。

○厚生労働省（吉田審議官） 厚生労働省でございます。それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について御説明をさせていただきます。こちらは厚生労働省担当でない部分も含まれておりますけれども、制度の概要ということで全体像を載せさせていただいております。期間につきましては、令和4年から8年度の5年間ということでございます。

まず、上の段の基本的な考え方でございますが、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進ということで、地域共生社会の実現という目的に向けまして、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくということにされております。

それから、2番目のポツですけれども、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等ということで5つ挙げさせていただいております。

1つ目は、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。

2番目が、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう連携体制を整備すること。

3番目が、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。

4番目が、任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること。

そして5番目として、不正防止等の方策を推進することとなっております。

それから、司法による権利擁護支援などを身近なものにする仕組み作りということで、地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていくということで、以上が基本的な考え方となっております、それを踏まえて下の段でございますが、総合的かつ計画的に講ずべき施策が大きく分けて4つ定められております。

一つは、成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実ということでございます。

(1)は今、法務省から御説明がございましたので割愛をさせていただきます。

(2)ですけれども、総合的な権利擁護支援策の充実ということで、日常生活自立支援事業等との連携体制強化、また、新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討、都道府県単位での新たな取組の検討ということでございます。

2番目でございますが、尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等でございます。

(1)ですが、本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透。

(2)として、適切な後見人等の選任・交代の推進等。

3番目として、不正防止の徹底と利用しやすさの調和等。

4番目としまして、各種手続における後見業務の円滑化等ということになっております。

右上に参りまして、3番目でございます。権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりということございまして、権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方でございますが、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加ということでございます。

(2)は、地域連携ネットワークの機能としては個別支援と制度の運用・監督。

そして、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組としては、中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり。

そして、4番目でございますが、包括的・多層的な支援体制の構築ということがございます。

4番目としまして、優先して取り組む事項でございますが、(1)は任意後見制度の利用促進。

(2)は、担い手の確保・育成等の推進。

(3)が、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進。

(4)が、地方公共団体による行政計画等の策定。

(5)が、都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進ということでございます。

次のページに参りまして、厚生労働省におきまして、成年後見制度の利用促進のために

どのような取組をしているかということにつきまして、こちらのページで御説明をさせていただきます。

まず、第一期の取組でございます。平成29年度から行っているものでございますが、一つは市町村・中核機関職員向けの研修ということで行っているということ、また、都道府県職員・専門アドバイザー向けの研修も実施しております。また、市町村の実践例等を紹介する市町村セミナーも開催いたしました。また、市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「K-ねっと」という名前の窓口を開設しております。それから、全国の取組状況の検索や情報交換、研修動画、資料を活用できるポータルサイトである「成年後見はやわかり」を運用開始いたしました。また、各種手引・ガイドラインの作成を行っております。また、成年後見制度利用促進に関する最新の動向を周知するニュースレターも発行しているところでございます。

それから、第二期の計画を踏まえた更なる取組の促進でございます。こちらは追加されたものでございますけれども、①でございますが、市町村・都道府県に対して第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を発出いたしました。また、都道府県による市町村支援に関する取組報告や補助事業を創設したということ。それから、都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として「都道府県交流会」を開催いたしております。あと、厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設を行ったほか、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方を整理した研修動画を作成いたしております。

意思決定支援や身上保護の内容を含める等した市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人養成テキストの見直しを実施しております。先行して法人後見養成研修を実施している都道府県のカリキュラム事例を周知しております。都道府県による法人後見養成研修事業を新たに国庫補助の対象に追加しております。また、成年後見制度利用支援事業の適切な実施について調査、通知を発出しております。さらに、市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の実施について事務連絡を発出し、参考となる他の自治体の市町村長申立てマニュアルや都道府県・市町村の取組に関する参考事例集等を周知しております。最後になりますが、「地域共生社会の在り方検討会議」というものを立ち上げまして、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について検討を開始しております。

次のページでございますが、市町村長申立ての制度と実態について御説明いたします。成年後見制度ですけれども、司法上の法律関係を規律するものですので、本人・配偶者・親族等の関係者による申立てに基づく利用が基本となっております。その上で、身寄りが無い場合など、関係者による申立てが期待できないものについては関係者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、関係者への相談・援助等の過程においてその実情を把握し得る立場にある市町村長に対し審判の請求権を付与しております。申

立件数のうち約4分の1が市町村長申立てによるものであり、直近の申立件数は増加傾向にあります。

下のほうを御覧いただきますと、申立主体の割合が左下でありますが、令和5年では市町村長の申立てが23.6%ということで、約4分の1となっております。これは本人の申立てが同じく約4分の1、それから、家族等による申立、親族が約5割という割合となっております。右下にありますように、市町村長申立件数については随時年を追うにつれて増加しております、令和5年につきましては9,607件と把握しているところでございます。

次に、市町村長申立ての基準について申し上げます。市町村長申立てですけれども、原則として対象者の住所・居所となっている市町村が実施することになっております。一方で、対象者の住所・居所となっている市町村が異なる場合があるところ、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点を踏まえまして、申立ての具体的な基準を令和3年に通知・事務連絡において示させていただきました。

そのほか、各自治体における体制整備に資するよう、都道府県において市町村等の職員向けに成年後見制度等について体系的かつ網羅的に学ぶための研修を実施していただいております。また、同事務連絡におきましては、円滑な申立てに資するよう、市町村間等の協議のスキームも掲載させていただいております。

具体的な申立基準でございますけれども、下の箱にあります。例えば生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合、又は医療機関に入院している場合は生活保護の実施機関。また、措置を受けて介護保険サービス、又は障害福祉サービスを利用している場合は入所措置の措置権者。住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合には、保険者または支給決定市町村。生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もないような場合には、本人の居住地のある市町村ということを示させていただいております。もっとも、下の注にありますように、都道府県が既に所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合、又は自治体間で合意がある場合はこの限りではないということ。また、施設入所が長期化し、施設所在市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではございません。さらに、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が前住所の市町村である場合についても上記基準の原則の考え方を踏まえて対応するとされております。

実際の協議のスキームでございますけれども、まず原則としまして、以下の考慮事項を総合的に勘案して関係市町村が協議の上で決定するというようにされています。本人の状態像や生活実態を把握していることも重要である。それから、本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があるということ。審判の請求は

本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があるということ。そして、協議が整わない場合には、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断していただくことにしています。さらに、都道府県をまたぐ場合につきましては、まずは都道府県間で協議をしていただき、当該協議が難航した場合には厚生労働省に相談していただくという仕組みになっております。

続きまして、権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営を通じた相談の受付について御説明をさせていただきます。市町村・中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談ネット、愛称が「K-ねっと」でございますが、こちらを設置させていただいております。専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、K-ねっとに配置された専門相談員が市町村・中核機関等からの相談に対応させていただいております。令和5年度の相談実績は176件でございます。内訳としては電話相談が149件、メール相談が27件となっております。中核機関からの相談が多く、体制整備に関する相談内容が最も多い80件となっております。K-ねっとにつきましては、年度当初に地方自治体に対して情報提供メールを送付しているほか、国が実施する研修の場やニュースレター等を通じて周知を行っているところでございます。また、多く寄せられる相談についてはFAQとして取りまとめを行いまして、都道府県交流会等で周知を行わせていただきました。

具体的には下にあるとおりですけれども、自治体・中核機関から先進事例を教えてほしいとか、連携をどうしたらいいのか、対応にも困っているといった相談があった場合には、K-ねっとに専門相談員やアドバイザーの方を配置しまして、厚生労働省の成年後見制度利用促進室とも連携をして助言を行っているということでございます。

右側でございますように、K-ねっとの相談実績でございます。中核機関からが最も多く32%、それから、都道府県が16%、市区町村が24%、都道府県社協が22%、市区町村社協が5%ということでございまして、相談内容の内訳につきましては、体制整備についてが先ほど申し上げましたように80件と一番多くなってございまして、次に個別相談についてが36件、成年後見制度については29件、日常生活自立支援事業については13件となっております。

相談内容の主な例を下に紹介させていただきました。例えば中核機関関係であれば、機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたいとか、協議会関係であれば、どのような議題を取り扱くと有益な議論ができるのか、また、担い手関係については市民後見人養成に当たってバックアップ体制づくりの進め方を教えてほしい、また、市町村長申立て関係については親族調査や意向確認の範囲やルールについて教えてほしい、また、アドバイザー関係につきましては都道府県アドバイザーの設置に向けて他の都道府県の取組を知りたいといった相談の内容が寄せられているところでございます。

次のページに参りまして、市民後見人の育成及び活躍についての御説明をさせていただきます。市民後見人ですけれども、弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人等をいまして、市町村等の支援を受けて後見業務を行っていただい

ております。市民後見人になるには市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けるということになっております。今後、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるため、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人を選任するという観点や担い手の確保という観点から、市民後見人の役割が強まると考えられる中、自治体における市民後見人の養成の推進を行っており、養成者は増加傾向でございます。

ちょっと古いデータでございますけれども、下のグラフでございますように、都道府県による市民後見人の養成に関する研修の実施状況について、現在実施しているところは15都道府県ということになっておりますけれども、令和5年度中に実施予定が2%ということでございます。それから、実施に向けて検討しているところが23ということでございますので、そういう意味では4分の3を超える都道府県が実施、又は実施に向けた検討をしているということでございます。

また、市民後見人養成者の数の推移でございますが、こちらも右肩上がりに増加しております。令和4年度につきましては2万3,323名となっております。

最後のページになりますけれども、市民後見人養成の取組状況について御説明をさせていただきます。市民後見人の養成は自治体ごとの実態を踏まえたものとする必要があることから、カリキュラムについては国で作成するテキストを参考・活用していただいて、ただ、実際には自治体ごとに内容を設定していただいているものでございます。

また、受講者が別の市町村に転居した場合にも適切に市民後見人の活動を継続する事例としまして、近隣の複数市町村が連携して共同で研修を実施するといったことも考えられるわけで、こうした事例を市民後見人養成の好事例として周知をさせていただいております。

実際に示している参考となるようなテキストの例でございます。飽くまでもこちらは例でございますけれども、基本カリキュラムとしましては合計50単位3,000分ということで、基礎研修は25単位1,500分ということで、市民後見概論や意思決定支援、対象者の理解、成年後見制度の基礎、民法の基礎、関係法律、また、市民後見活動の実際といったものを挙げさせていただいています。また、実践研修としましては14単位840分ということで、対人援助の基礎、家庭裁判所の役割、成年後見の実務、また、それに加えまして体験学習やレポートの作成ということで11単位660分ということを例に挙げておりまして、課題演習や体験実習、レポートの作成、また、当該市町村や地域によって利用できるサービスが異なることも考えられますので、こういったものについては先ほどの基礎研修の中の関係制度・法律の中で扱うといったことも考えられるということでございます。

今ほど申し上げました好事例でございますが、複数市町村が連携をして市民後見人の育成を行っている事例の共有をさせていただいております。こちらに挙げさせていただいたのは香川県のさぬき市・東香川市の例でございますけれども、市民後見人養成研修やスキルアップ研修等について協力体制を取っているということ、それから、市民後見人養成

研修にて警察署や金融機関の職員による講演や家庭裁判所の見学等、連携する専門職・関係機関の方々の声を聞く機会を多く設けているということ、また、研修修了生が提案するスキルアップ研修を年12回から20回の頻度で開催しているということで、こういったものを好事例として共有させていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

関係団体、関係省庁の皆様、ありがとうございました。

では、質疑応答に移りたいと思います。限られた時間ですので、御質問、御回答ともに簡潔にお願いいたします。また、議論を円滑に行うため、事務局におかれましては、委員、専門委員からの質問を要約し、画面に投影していただきたいと思います。

今回の議題については論点が多岐にわたりますので、質問、御発言については先ほどの関係者の御説明を踏まえ、私のほうで論点を区切りながらお伺いしたいと思います。まずは要望者の資料にある主な課題の1つ目の後見制度の使いにくさについて、御質問をお伺いしたいと思います。御発言を希望される方は挙手機能でお知らせください。

林先生、よろしいですか。お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。一般社団法人地域後見推進センターの東様に質問させていただきます。資料1の6ページの①に、後見制度の使いにくさとして2点挙げられております。まず、1点目の制度の途中での利用終了や一時的な利用が不可という点なのですが、皆様が関わられた御相談内容について、プライバシーの観点も踏まえ、お答えできる範囲で教えていただければと思いますが、具体的にどのような理由で後見制度を続けたくないとか、利用を続けたくないとか、途中で終わらせたいといったニーズがあるのでしょうか。

○一般社団法人地域後見推進センター（東理事） 親御さんが施設入所する場合に、例えばお母さんが定期預金に積んでいたものを利用料確保のために普通預金に移行したいといった場合は、御本人が認知症だということであれば、当然金融機関は後見人をつけてくださいということの後見人をつけるわけですけれども、こういった場合、普通預金に移行した後、特に子供さんが施設の近くにいた場合には見守りや訪問もできますので、預金移行以外には後見の必要性がないという類が相当多くなっております。あと、土地・建物の売買が完了した後も、別段後見の必要性がないというケースも相当多い相談ということで寄せられたのが実態でございます。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。

後見制度の利用動機となった課題が解消しても途中でやめられないということが多数発生しているということでしょうか。

○一般社団法人地域後見推進センター（東理事） そうですね。

○林委員 仮に後見制度の一時的な利用や制度の途中終了が認められて可能になった場合なのですけれども、判断能力の不十分な方々がその先の生活を送っていくために、後見制度の利用中に利用終了後を見据えて講じておくべき対策としてはどのようなものがあるでしょうか。

○中室座長 東さん、すみません。最後まで質問を複数の委員からお取りした後、まとめて回答していただく感じでもいいですか。

○一般社団法人地域後見推進センター（東理事） 分かりました。

○中室座長 では、林先生、質問にもし続きがあればお願いします。

○林委員 今、2番目の質問を申し上げたのですけれども、3番目の質問としましては、①の2番目のポツに書かれている後見人などの交代が難しいという点についてなのですが、具体的にどのような理由で後見人を交代してもらいたいというニーズがあるのでしょうか。

また、もう一つの質問としましては、今、この①で挙げられている2つの点以外にも、判断能力が不十分な状態となって後見制度を利用できる方々についてもそもそも後見制度を選択しようとしないう方々がいらっしゃると聞いているのですけれども、その使おうとしない理由はどの辺にあるのかといった点についても教えていただければと思います。

○中室座長 ありがとうございます。

では、戸田委員までお聞きして、その後、東さんにお聞きしたいと思いますので、戸田先生、よろしいですか。

○戸田専門委員 戸田でございます。ありがとうございます。

私も東様にお聞きしたいのですけれども、本人や親族と意思疎通を十分に行えない、本人の自己決定権を尊重してくれないような方が後見人に選任されるおそれがある、その変更が容易でないとすれば、なるべくそういった制度は使いたくないと思うのが普通ですし、そういった状況が多いので、国連人権委から制度廃止の勧告も受けていると思うのですけれども、現実にそのような状況が多いとお感じになっているのでしょうか。聞かせてください。

○中室座長 ありがとうございます。

では、ここまでの林委員と戸田委員からの質問について、東さんから御回答いただいてもよろしいでしょうか。

○一般社団法人地域後見推進センター（東理事） 分かりました。

まず、2点目の利用終了になった場合にどうなるのかということで、準備していく手続としては、必要に応じて引き続き介護保険制度や地域の福祉施策を適切に利用できるように、後見人等がついている場合にもケアマネージャー、関係機関とその後見人等がきちんと調整して、この状況が中核機関にも伝わって、後見制度が終わっても野垂れ死にがないうようにきちんと福祉施策で網羅できるようにしておく。日常生活自立支援事業の拡大も厚生労働省が検討しているようなので、その辺が有効的になるのかなということで考えております。

それと、後見人や監督人等の交代なのですからけれども、訪問が極端に少なくほとんど財産管理のみということで、後見人がついていてもどうなのだろうかということだったり、具体的に言うと、これは支援者側の声なのですからけれども、医療福祉関係者のケース会議で例えば退院して施設入所という状況の場合に、施設利用料の問題もありますので、本人にどれぐらいの財産があって、これこれの施設入所だったら可能だということで財産管理する後見人が本来同席すべきですけれども、なかなかそれに顔を出してくれない。顔を出しても、若しくは連絡事項を伝えても、守秘義務を主張して本人の財産状況が確認できないということで、なかなか医療福祉支援者もそれ以上の踏み込んだ本人支援につながっていない。

あと、親族後見人がついている場合、本人が好んだものを購入しようということである程度高価なものについても、財産上問題ないのですけれども、監督人は後見人の裁量があるということ認識せずに安価なものを購入するように主張して、監督人として相当強く後見人に迫るといふトラブルが発生しておりまして、それで交代してほしいのだよねという声が相当上がってきている事例があります。

それと、後見人を交代させたいということでもう一つあったのは、後見人候補者がいわゆる選択をしようとしなないという問題ですけれども、これについては一般論として、流動財産が多い場合は親族後見人が就任できないのだという諦め感が蔓延していて、国民はどの辺でそういうのを把握するかということ、法律の専門家に聞いた場合、これだけあればできませんよとか、各種研修会に行っても大体流動財産が具体的に1,200万～1,500万以上になると無理ですぬみたいな話と、私も1回同席しているのですけれども、親族後見が選任される事案ということで相談に行った場合、親族の方に諸機関の段階でこの状況では無理ということで、専門職がつかますよということといわゆる玄関先で既にちょっとハードルが与えられて、申立てしてもできないのだという諦めの気持ちが国民に蔓延しているという状況があると思います。

以前、裁判所からいやいや違うのだよと、親族後見人をそもそもの候補者として書いていないのだという資料が出されていて、書いてある場合は8割は認めているので親族後見人の排除は全くしていないという話はしていましたけれども、そのベースとなる分母がそういう状況なので、後見人の申立てすら諦めている状況ということで考えられるのかなと思っております。

あと、最後は意思疎通ができないという部分だと思いますけれども、それについては、最近の事例なのですからけれども、専門職なのですからけれども、後見人が就任して遠隔地の兄弟が本人状況を確認して連絡しても、事務所職員が対応して、本人は忙しいと言って取り合ってくれないと。施設入所をしたのですけれども、後見人就任後も兄弟に連絡が来て、施設に聞くと後見人は一度も顔を出していないという話だとか、あと、退職後、老後は実家に戻ろうとしていたのだけれども、後見人は空き家になっているので周囲に迷惑をかけている、維持管理費がかかるということで、具体的に推定相続人に協議もせず一方的に処分

して実家がなくなってしまったというの、似た案件が私どもの受講者にも複数ありますので、これらのいわゆるコミュニケーション・意思疎通の円滑化ができない部分は相当国民としては困っているということを実例として私たちは把握しています。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

林先生、戸田先生、更問は大丈夫ですか。

○林委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○中室座長 どうもありがとうございます。

では、続けて皆さんからの御質問をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

手が挙がるのを待つ間に、私から法務省さんに2つほど御質問したいことがございます。

一つは、今もさんざん議論にあったように、後見人との相性が悪くて後見人の対応に不満があっても、後見人の終了も交代もできなくて、引き続き報酬を払い続けなければいけないというのはやはり利用者の不満につながりますし、この制度自体の悪い評判にもつながっていると思います。法務省さんとしてこうした声や実態を把握していらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思います。もし把握されている場合、この課題の発生の要因というのをどのように分析しておられるのかということをお伺いしたいです。

2つ目に、この見直しに向けた検討が始まっているという状況については理解しましたが、こうした状況の把握のために定期的にきちんと調査が行われていたのかということがちょっと疑問が残るところかなと思うのです。今、行われている見直しの検討については、この制度の不満の声や問題意識を十分把握した上で制度の見直しをやっていた必要があると思うのですが、法務省さんとしては、この後見制度のこうした状況について現行をどのように変えていこうと思われているのかということをお話しいただけないでしょうか。

では、法務省さん、今の話によろしいですか。

○法務省（内野審議官） 御指摘ありがとうございます。

まず、こういった形で当事者の皆様のお声を聞いているかという前段の御質問ですが、これは成年後見制度の利用促進専門家会議、または法制審の部会にも当事者やその御家族の方が構成員として加わって議論に参加していただいております。また、冒頭に御説明もさせていただきましたが、法制審議会の部会では特にある意味幅広く利用者の皆様方から様々なヒアリングを行う過程で様々な御指摘をいただいているという形で、いわゆる実際起きている御指摘や声を吸収すべく、努めさせていただいているというのが現状でございます。

また、こういった御指摘いただいている状況はどういった要因でできているのかという部分でございますが、大きく一言で申し上げれば、それぞれの家庭の実情、財産の状況、本人の状態といったものが複雑に複合的に絡まった形で状況が発生している。後見センタ

一様からの御資料にも若干ございましたが、そういった状況の課題は特定の発生原因によるものではないという部分にまさに特徴があるのかなと現在においては考えております。

例えば遺産分割協議等を主な目的として選任されたといった専門職成年後見人につきまして、遺産分割協議等が終了した後に本人の希望に添うよう本人の財産を使ってくれないとして後見人などの対応に不満を持つ一方で、本人やその関係者が成年後見人に辞任というのを求めても、成年後見人自身が財産管理は適切に行っているのだということで辞任に応じないといったケースがあるといった、専門職成年後見人に関する指摘を具体的にいただいているということでもあります。このような具体的な御指摘を踏まえまして、この部会では成年後見人等の交代ということについても議論されている、つまり、こういった御指摘をどのように制度として落とし込むかといった議論をしているという状況でございます。

2つ目に、どういう方向で考えていきたいのかという御指摘をいただきました。これはまず、法制審議会の部会というところで専門的に調査・審議いただいておりますので、事務当局の我々としてこうだというのはなかなか申し上げにくいところではあるのですが、部会の議論は、今の議論の推移をお聞きいただいてもお分かりいただけますとおり、現行の制度についての具体的な実態に基づく問題意識が非常に重要だと考えております。これをいかにして制度論として解決するのかといった部分について十分な御議論をいただきまして、ぜひそういった部分についての解決策を見いだしていただきたいし、これに対して事務当局としてはそういった議論を支援するための努力を一生懸命していきたいと考えております。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

法制審で多方面の専門家を交えて議論を行っていただいているということについては大変感謝いたします。

一方で、制度は利用する方のためにあるべきでありまして、利用者の目線に沿った制度にしていただくということが非常に重要なことではないかなと思うのですね。利用者の行為・能力を制限する制度でありますので、EBPMの観点からも、法制審の場に限らず、利用者の声を常々把握して目標を立てて、PDCAサイクルを回して、法制度の運用も恒常的に良くなっていくような制度にしていただけたらと思います。

私からは以上なのですが、片桐専門委員、お願いいたします。

○片桐専門委員 私からは地域後見推進センターさんと、それから、できれば最高裁判所にオブザーバーでせっかく来ていただいているのでお答えいただきたいと思っておりますけれども、今、様々な理由で本人のために動いてくれない後見人さんがいらっしやって、それが辞めさせられないか、あるいは交代ができないかという制度をお考えだという御説明だと理解しました。それは非常に重要なことだと思うのですが、そうだとすると、次の後見人をどうやって探すのかという話になるのだらうと思います。次の後見人がうまく探せなければ、結局のところ、これはずっとたらい回しになり続けて何ら解決を見いだせな

いということになるかと思うのですけれども、結局次の人を探すということは最初の人を探すということにも失敗している以上、なかなか難しいのではないのかという気もするのですが、利用者は意思能力が制限されているというか、意思決定に制約がある状態なわけですから、そういう御自身のニーズを汲んでいただける後見人というのをどうやって探すかということについて、地域後見推進センターの方々にはどういう制度が望ましいとお考えなのかということと、それから、実際にその後見人の選任をやっておられる裁判所としてどのようにうまくそういうことを汲んでいったらいいかということについてお教えいただけるとありがたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

○一般社団法人地域後見推進センター（東理事） それでは、今の御質問なのですけれども、本人又は本人を支援する医療福祉関係者の方々が不一致事情というのはある程度把握していますので、それを聞く体制の整備が必要であると考えていて、その役割としては中核機関がその機能を有していると思いますので、中核機関を介して次の後見人を選任する情報を家庭裁判所へお願いします。また、家庭裁判所は同じようなそれらの関係者から事情を聞くという、密室での一対一ではなくてある程度の皆さんの合意の話を聞けるような機会を設けると、より良い交代ができるのかなと考えております。

以上です。

○中室座長 最高裁判所さん、お願いします。

○最高裁判所（向井課長） 最高裁判所でございます。

後見人の経験者の方からは、御本人が抱えている課題というのは様々でして、後見人だけで全部解決できるとは限らないので、後見人や福祉関係者等の支援者を含めた権利擁護支援チームがきちんと形成されて、その後見人と支援者が適切に役割を分担しながら本人を支援することが重要だと聞いておまして、こういった役割分担を基に必要な情報がチーム内で共有されて、御本人に対する意思決定支援等がされることによって、きちんとニーズを踏まえた事務が行われることになると聞いております。

この点、第二期基本計画では、地域の中核機関が専門職などと連携して御本人が抱えておられる課題を分析して、支援方針の検討を行った上で、今、私が申し上げたチームの形成に向けて後見人の受任者、候補者を調整するとされていますけれども、この受任者調整の場において、例えば後見人候補者と御本人の面談の機会を設けるなどすることで候補者と御本人との相性を確かめて御本人の安心を確保しているような中核機関もあると承知しておりますので、そういった工夫も一つあるのかとは思っております。

今、当初の選任の場等にも通ずる話を差し上げましたけれども、一旦後見人を選任した後は、権利擁護支援チームのところに御本人が抱えておられる課題の解決状況や後見人と御本人との相性も含めた両者の関係性等についていろいろ情報が入ってきますので、このチーム自体が情報を最もよく把握している立場にあるため、後見人が交代する場合には、中核機関において改めて受任者調整をすることになりますけれども、チームが持っている情報も踏まえて適切な候補者を調整いただくということが重要なかなと思っております。

最終的に誰を後見人に選任するかは家庭裁判所が判断するということにはなりませんけれども、こうしたチーム形成や自立支援の観点から受任者調整が行われたという結果が家庭裁判所の審理にきちんと生かされるということを通じて、御本人のニーズを踏まえた適切な後見人を選任するということになるのではないかと思います。

以上です。

○片桐専門委員 ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

片桐委員、よろしいですか。

○片桐専門委員 一言だけコメントをいいですか。

今、後見推進センターからも、最高裁判所からも、要するに中核機関を中心とした受任者調整の仕組みというのは非常に重要だというお話だったと思います。法務省におかれて今、後見制度の見直しをやっておられるということですのでございますけれども、そういう実態を踏まえて適切にプロセスを構築していただきたいと要望しておきたいと思います。

私からは以上です。

○中室座長 片桐委員、ありがとうございます。

では、戸田委員、よろしいでしょうか。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

私は厚生労働省様にお聞きしたいのですが、この制度が2000年にスタートしたときは、自己決定権の尊重を掲げてこれを支える介護制度と財産管理の後見制度を車の両輪とおっしゃっていたと思うのですね。介護保険が人権保護の観点から、公的な措置から本人の意思に基づく契約に移行したのであれば、もう一方の財産管理においても本人意思を最大限尊重して、制度のスポット利用や後見人の交代というのを柔軟に行えるようにする必要があると思うのですが、法務省様では御検討いただいているということなのですが、まだまだ時間がかかりそうだとということであるなら、例えば介護費用を捻出する目的であれば、預金口座の解約や不動産の売却などを柔軟に行えるような制度を創出するか、利用者のニーズに合わせた選択肢を増やすようなことはできないのかということをお聞きしたいと思います。

○中室座長 では、厚生労働省さん、お願いいたします。

○厚生労働省（吉田審議官） 御質問ありがとうございます。

ただいま、戸田委員に御指摘いただきましたように、2000年に介護保険がスタートいたしました。それまでは措置ということで、必要な人に市町村が特に低所得者を中心に供給するということがあったのですが、それ以来、介護保険ということで利用者がサービスを選べるという形に変わっているわけがございます。そういったこともありまして、様々な契約等が出てくるかと思っておりますけれども、具体的には、今、まさに後見制度の見直し自体は法務省さんにおいてされているということだと思っておりますけれども、それ以外の権利擁護支援策ということで何かできることがないかということですのでございます。全く意思決定が行

えないという方に果たして当てはまるかというのはありますけれども、意思決定の能力が不十分な人であっても、一時的に支援を受けることによってできるのではないかとといった考え方もあるところをごさいます、そういった方につきましてはどういう形ができるのかということで、本年6月に実は厚生労働省でも「地域共生社会の在り方検討会議」というものを立ち上げております。その中でほかのこともいろいろ議論していただいているのですが、成年後見の利用促進といいますか、あるいはそれを補完するような何かができるのかということで、新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方について検討していただいているところであります。

具体的に例えばこんなことができるのではないかとということで、いくつか市町村においても手を挙げてもらってモデル事業みたいなものもやったりしているところです。ただ、具体的にどういうやり方がいいのか、つまり両面ありまして、一つはもちろん言うまでもなく御本人の権利を擁護する、そういった人の財産などが不当に使われることがないようにしないといけないということがあるので、しっかりとした監視体制のようなものが必要ではないかという考え方もあるわけです。一方で、まさに簡便に使う、日常的に使うということも考えますと、意思決定を補助する人とそれを監視する人というのがどの程度の強度でやるのがいいのかといったことについては、今、まさに試行錯誤という段階でございしますので、これがいいといった定型的な、これならいけるだろうみたいなところまではまだ至っていないというのが現状でございします。

引き続き、この地域共生社会の在り方検討会議においても議論していただきまして、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○中室座長 ありがとうございます。

戸田専門委員、よろしいですか。

○戸田専門委員 はい。ぜひよろしく願いいたします。

○中室座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして論点2に移ってまいりたいと思います。申立手続の不足感といったところでごさいます、この点については御質問がある委員の先生はいらっしゃいますでしょうか。

杉本委員、お願いいたします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。私からは最高裁判所に質問させていただきたいと思います。

既に御報告の中でデータ等でも示されておりましたとおり、法定後見の利用件数や申立件数というのは年々右肩上がりに増加しているということが認識できたかと思うのですが、これに対処するための家庭裁判所の裁判官や調査官、書記官といった家庭裁判所の事務に関わる職員の方々の数の推移というのは増えているのでしょうか。家事事件の伸び率に対して人員の伸び率も比例しているのか、その辺りをお教えいただきたく存じます。

○中室座長 では、まず最高裁判所様からお答えいただいでよろしいでしょうか。

○最高裁判所（向井課長） 承知しました。

家事事件につきましては、事件数が増加傾向にあるというのは今、委員御指摘のとおりでして、特に成年後見関係事件の申立てが増加しておりますけれども、これは新規の申立てが若干増えているというところもあるのですけれども、先ほどから問題意識として示されております、お亡くなりになるまで事件が終わらないという関係で、継続して残っている後見監督事件等がずっと残ったままでして、それが累積的に積み上がっていることによる増加という面が大きいと考えております。

裁判所としましては、こういった事件動向も踏まえつつ、これまでも例えば大規模庁において成年後見関係事件の適正・迅速な処理を行うことを目的として後見事件を専門的に取り扱う部署を設置するなどして、各家庭裁判所の実情に応じた体制面の準備に努めてきたところがございます。今、委員からの人員の伸び率というお話がありましたけれども、例えば裁判官一つ取りましても、後見事件だけを担当している裁判官というのは東京のような専門的にやっているところではあるのですけれども、それ以外の場所については後見事件だけを担当しているわけではなくて、例えば調停事件、その他の審判事件、さらには人事訴訟等も担当しております。さらに、地方の支部などに行きますと、これに加えて民事事件や刑事事件等も担当しております。一人の裁判官の中に占める後見事件についての事務の分担の割合がどれぐらいかというのは正直なかなか数値化して示すことが難しく、人員の伸び率というところは機械的に事件がこれだけ増えましたというのに対応して裁判官の必要な人数がこれだけ増えましたというのを数値化して申し上げるのが難しいという面がありまして、人員の伸び率については今、申し上げることができないという状況にあります。

ただ、例えば裁判官について言えば、これまで司法制度改革等もありまして着実に人員は増員してきておりまして、平成14年から令和2年までの間に合計で830人の裁判官を増員してきておりまして、その中で増えてきている家事事件についても対応してきておりまして、裁判所としては、今、その増えた範囲で後見事件については適切に対応していると認識しておりますが、引き続き問題意識を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○中室座長 ありがとうございます。

杉本委員、更間は大丈夫ですか。

○杉本座長代理 今、裁判官も後見事務だけを扱っているわけではないのでなかなか数値化できないということをお答えいただきました。そのため、後見事務について一人当たりどれぐらい案件を抱えているかというのもなかなか数値化が難しいところかと思うのですが、裁判官の数も増えてきているということですので、約4万件の制度開始の申立て段階での審判の業務があったり、事件数のデータとしては25万件の後見制度の被後見人や後見人の監督があるようですけれども、現状では今の人員で監督業務や申立てに係る審判等は、こなすというのは言い方が違うかもしれませんが、きちんと対応できているとい

う理解でよろしいのでしょうか。

○中室座長 最高裁判所さん、お願いします。

○最高裁判所（向井課長） 最高裁でございますが、今、委員がおっしゃっていただいたとおり、裁判所としては例えば成年後見の開始事件の審理期間等の統計は取ることができるのですが、その統計数値を見ましても、ここ10年以上悪化しているような数値ということではなく、例えば成年後見の開始事件については2か月以内に選任を終えるというものがここ10年で7割以上を超える状態でキープできているような状況でして、そういった意味では事件増に対しては現状としては対応できているのではないかと考えております。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

法務省の方からも御説明がありましたとおり、法制審で法定後見制度の見直しの検討自体は行われて進んでいると承知しておりますけれども、先ほど来、座長からも御発言がありましたように、もし裁判所できちんと対応できる人員が足りていないということであれば、今後、実務上支障が生じてくることも考えられるところかと思っておりますので、どの職種も人手不足でありますし、人員も、先ほど裁判官の人数も増えてきていますとお答えいただきましたが、容易に全てに順調に対応できるほど増員ができないという状況もあろうかと思えます。今後、更に制度の見直し・検討を進める際には、これは法務省さんに対してもなのですけれども、これから制度のデジタル化自体は進んでいくわけですが、ただ、代理人がつかない本人申立て等に関しては、特にデジタル化ではなく従来どおりの紙の申立て等もそのまま継続されますので、そうだとすると、申立手続時に必要な資料や手続の在り方、後見人等の監督の方法なども、デジタル化とともにその制度自体の必要書類がこれほどたくさんあっていいのかといったことも含めて、現実に即した法制度とそれを執行するための運用というものも、デジタル化はされるけれども、その前提としての制度自体の在り方と運用も設計すべきではないかと考えているところであります。

事務等について、これからどんどんと更に右肩上がりでも後見制度の利用がなされるとすると、現状での裁判所の職員の方々の御負担の点も含めて、今後、どのような制度自体がよいのかといった点も含めて、さらに検討を続けていただければと思っております。

ありがとうございました。

最高裁判所に対してはこれで終了させていただきたいのですけれども、推進センターの方に1点だけ更によろしいでしょうか。

○中室座長 どうぞ。

○杉本座長代理 長く時間を頂戴して申し訳ございません。

先ほどの最高裁判所のお答え等をお聞きした上で、現場の方の感覚としては各家庭裁判所が後見に関する業務は適切に対応して回せているとお思いでしょうか。さらに、利用者数が今後も増加した場合であっても、家庭裁判所が後見に関する業務に対応していく上でこうしたほうがいいのではないかといい裁判所に対する要望等がもし何かありましたら、

御教示いただければと思います。

以上です。

○一般社団法人地域後見推進センター（東理事） 推進センターの東でございます。

現状については相当裁判所の方々が頑張っていると思います。ただ、大都市部については相当もう限界にきているのかなど。聞きますと、書記官一人が400件を超えるだとか、裁判官一人が3,000件を超えるような話もちらっと耳にしていますので、これが例えば今、25万件が法改正などである程度国民が使いやすくなって飛躍的に100万件とかになったらもう無理かなということで、私も行政上がりですので、対象者が福祉支援を求める方なので、一番近い自治体の市町村がいわゆる後見事務を将来的には担って、あと、社会的に影響を与える後見人の権限、いわゆる審判については裁判所が担うという形を取っていかないと、現状ではもう無理なのは明確かなど。形式だけの監督で終わってしまうのかなということで、一番身近な自治体には負担がかかりますけれども、住民支援のためには認知症対策等は自治体の仕事という位置付けになります。

それと、もっと拡大すれば、介護保険制度にある程度飲み込んで、こういう制度も含めて社会保障制度という形で一体的に動くというのが将来的には現実的なのかなということで私どもは考えております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

杉本委員、よろしいですか。

○杉本座長代理 はい。ありがとうございました。

○中室座長 ありがとうございます。

では、次に村上専門委員、お願いいたします。

○村上専門委員 村上です。どうもありがとうございます。私からは最高裁判所に手続のデジタル化に対して2点お伺いしたいと思います。

1点目なのですが、先ほど地域後見推進センターさんの資料で後見人手続に30種類ぐらい書類が必要だという御説明がありましたけれども、これをそのまま電子化しても余り便利にならないと思いますので、デジタル化を前提に、まず書類の削減や効率化を検討して、その上で手続のデジタル化を考える必要があると思うのですが、この点の検討状況はいかがでしょうかというのが1点目です。

2点目が、手続の受付部分だけデジタル化しても、その後の内部処理が従来のアナログの業務フローのまま単に電子化しただけでは効果が限定的だと思いますので、内部処理のデジタル化に関してどのような検討をされているのか、この2点を最高裁判所さんにお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中室座長 ありがとうございます。

それでは、戸田委員、川邊委員と連続でお伺いして、その後でまとめて御回答をお願いしたいと思います。戸田委員、お願いいたします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

私から最高裁判所様と法務省様にお伺いしたいのですけれども、少子高齢化が進んでまいりますと、能力が不十分な方へのサポートニーズはより拡大しますし、一方で行政・司法側の要員確保も困難になってくる。こういった観点からも、デジタル化の推進による効率化というのは非常に重要ではないかと思えます。こういった観点から、申請手続のデジタル化のみならず、資産管理チェックのデジタル化、例えば口座のAIによるチェックといったものを使って後見人による不正を効率的に抑止するといったことも必要だと思うのですけれども、こういった点についての御見解をお聞かせください。

○中室座長 ありがとうございます。

川邊委員、お願いいたします。

○川邊委員 私は法務省と裁判所さんにお伺いです。

地域後見推進センターの資料の10ページで説明されていた、申立手続に使用する書類についての質問です。申立ての際に、成年後見人の登記がなされていないことの証明書、戸籍謄本、住民票など、行政が発行する証明書類が求められています。これらについて、ワンスオンリーの観点から行政機関と裁判所との情報連携を行うことでデジタルでの申立て時にそういう求めをしないということは可能でしょうか。裁判所も政府同様、デジタルファースト、ワンストップオンリー、コネクテッド・ワンストップのデジタル3原則に従うべきではないのかなと考えております。こういった手続のところはどういう方向感にあるのか教えてください。

○中室座長 ありがとうございます。

では、村上委員、戸田委員、川邊委員の質問をまず最高裁さんからお願いしてよろしいでしょうか。

○最高裁判所（向井課長） デジタル化の担当と家裁の担当で担当者を分けて答えさせていただきます。

村上委員の最初の御質問、30種類の書類がというところについて私から御説明差し上げます。現在、後見の開始の申立てに当たって提出を求めている書面は、裁判所によって多少違いはあるのですけれども、標準的な書類としては15種類程度であると認識しております。ただ、御本人の財産の種類が多いような場合には、財産の裏付けの資料として添付書類の数が増えますので、そういった意味では申立てを検討される方の中には必要書類が多いということで負担に感じる方もいらっしゃるだろうということは想像できます。

ただ、現在、家裁側で提出をお願いしている書類については、開始を判断する、あるいは後見人として誰を選任するかということ判断するに当たっていずれも必要不可欠な書類であると考えておまして、標準的なものについてこれを更に削減するというについては、正直、現行の制度を前提にすると難しいのかなとは思っております。

ただ、負担に感じるというところについてはおっしゃるとおりかなと思っておりますので、その作成に当たり負担をできる限り感じさせないように案内を丁寧にしたりとといった工夫で

対応するしかないのかなと思っております。

○最高裁判所（水木企画官）　引き続きまして、システム部門から後段の御質問について御回答差し上げたいと思います。委員に御指摘いただきました内部処理のデジタル化につきましては、実は現在、裁判所職員が家事事件に関する情報を管理するための事件管理システムというもので導入されております。このシステムにつきましては、当事者に関する情報や期日、事件の結果に関する情報といったものを管理することができるようになっております。このシステムは、実はこの後継のシステムになるものの開発を現在終えておまして、令和4年に開発に着手し、今年の7月には一部の家庭裁判所に導入されております。今年度中に全国の家庭裁判所に導入する予定でおります。

引き続き、戸田委員の御質問に回答差し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○中室座長　お願いします。

○最高裁判所（水木企画官）　そうしましたら、こちらもシステムに関する御指摘になりますので、まず委員御指摘の申請手続のデジタル化につきましては、法律の改正がございましたので、その改正法に沿うような形でシステム開発を進めているところでございます。最高裁では昨年度から今年度にかけて要件定義を実施して、来年度以降、改正法の施行に向けてシステム開発を着実に進めていきたいと考えております。

御指摘の資産管理のチェックにつきましては非常に重要な御指摘だと認識しております。ただ、現在、検討しているシステムでは、資産管理の確認に関する機能というものを実装する予定はございません。ただ、非常に重要な御指摘だと理解しておりますので、今後、システム実装の機能を検討するに当たっては、技術水準や技術の動向を踏まえながら検討に努めてまいりたいと考えております。

続いて、川邊委員の御質問につきまして御回答申し上げます。このワンスオンリーコネクトの関係は非常に重要だということを我々も認識しております。行政が発行する証明書類につきましてはそのようなニーズがあることも当然認識しておまして、最高裁では現在、改正法の施行時期までには法律上必須の要請を満たすシステムの安定的な稼働を実現するためにその開発を進めておまして、その中でまずは安定的な開発をする観点から、どのような書類からこのようなニーズに応えられるのかどうかというのを検討しております。現時点では、まず家事事件で一番多く提出されている添付書類であります戸籍謄本等の提出につきまして、その省略に関し、開発予定の今のシステムと法務省の戸籍情報連携システムとの連携を検討しております。このシステムの連携が実現しますと、申立人から市町村の窓口等に発行を受けたパスワードの提供を受けることをもって戸籍謄本等の提出に代えることができるということを検討しております。

最高裁からの回答は以上となります。

○中室座長　ありがとうございます。

では、法務省さんから戸田委員、川邊委員の質問に対してお答えをお願いいたします。

○法務省（内野審議官）　御指摘ありがとうございます。

まず一つは、裁判作用とAIの活用、ないしは、具体的には今回は資産チェックの局面においてのAIの活用といったものを例に取りまして、こういったAIというのをどのように考えているのかという御指摘をいただきました。最高裁判所からも指摘がありましたとおり、AIの活用というのは現代のデジタル化が進む社会において非常に重要な問題だと我々法務省としても考えております。

ただ、AIといっても様々なAIの技術があるものと承知しておりまして、そういったものを踏まえますと、一概にこういうAIだからどうだということをなかなか申し上げられるものではないのかなど。つまり、こういったAIを想定するのかということによってもこの活用の在り方というものについての評価は変わり得るのかなとは考えております。

ただ、その上で、こういったAIの活用というのは重要な課題ではありますので、先ほど最高裁判所からもありましたように、そういったものを注目して考えていきたいというお話もありましたものですから、そういった運用の局面におきまして、こういったところの状況を制度を所管します法務省といたしましてはまずは注視してまいりたいと考えております。

その上で、これをまた制度論としてどのように捉えるのかという部分につきましては、裁判作用というのは国民の信頼あってこそそのものでありますので、仮に制度論として落とし込むような局面になりました場面では、こういった裁判作用と国民の信頼といったものを十分に踏まえながら慎重に考える必要があるのだろうと考えているところでございます。

続いて、事件における添付書類、証明書類の関係で行政連携といった観点からの御指摘をいただきました。ありがとうございます。まずは実情を御説明させていただきますと、法務省の所管する証明書についてであります。戸籍証明書の添付省略につきましては、市区町村の窓口等が発行いたしました戸籍電子証明書提供用の識別符号を利用して裁判所のシステムから戸籍電子証明書を確認することができる仕組みにより実現することを検討しております。具体的には、令和6年3月1日から、市区町村の窓口における戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が開始され、令和7年3月末からはオンラインによる発行を可能とするよう準備を進めており、裁判所においてこの仕組みを利用することが可能となるようシステム連携の準備を進めていただいているという状況でございます。

御説明としては以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

委員の皆さんから更問は大丈夫そうですか。

それでは、論点3に移ってまいりたいと思います。中核機関の相談先の問題について、御質問をお願いいたします。

田中委員、お願いいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

私からは、厚生労働省様が先ほど御説明いただいたスライド5。

○大平参事官 田中委員、中室座長、申し訳ないのですけれども、論点が次の論点になっ

てしまっているのです、市町村長申立ての話だと思えますけれども。

○中室座長 失礼しました。ごめんなさい、2ですね。市町村長申立て時の負担ですか。

○大平参事官 そのとおりです。

○中室座長 大変失礼しました。

市町村長申立て時の負担についての御質問をお願いしたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

○田中専門委員 失礼いたしました。

先ほど申し上げたとおり、私からは今の課題3について、厚生労働省様から先ほどスライド5で御説明いただいた、住所と居所が異なる場合の調整について質問したいと思います。先ほど令和3年の通知や事務連絡について御紹介いただきましたが、まず市町村長申立ての円滑化に向けて取り組んでいただき、感謝申し上げます。

その一方で、自治体の現場の方のお話をお伺いすると、現状でも市町村間の調整が難航して申立てが困難になるという状況がどうも多くあるようです。前提としまして、市町村長申立てについては自治体間で申立件数に差があるなど、取組に差があるようで、そのために基準どおりの運用が難しいという実情もあり、積極的に取り組んでいる自治体とそうでない自治体との間で調整が難航するというケースもあるようです。また、双方が取組に消極的な場合は自治体間で申立ての押し付け合いというものが生じてしまって速やかな申立てができないということも想定されます。

そこで1つ目の質問ですが、今、述べましたようなケースを含めて、現状、全体でどれだけの市町村でこういった調整が発生しているのか、また、具体的にこういった事情の場合にそういう調整が発生することが多いのか、もし把握しておられるようでしたら、御教示いただきたいと思えます。

また、2つ目の質問なのですが、先ほど申し上げたような問題が生じる要因の一つとして、現行の通知や事務連絡では複数の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村で協議して決定するという方法を挙げているということが考えられます。こういった基準について、これまで厚生労働省様に相談されたような事案や調査した結果などを含めて、更なる基準の明確化や、それが難しいようであれば、参考事例を各自治体に情報提供するなどという取組が考えられると思うのですが、そういったことは行っているのかということをお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

○中室座長 厚生労働省さん、お願いいたします。

○厚生労働省（吉田審議官） 御質問ありがとうございます。お答えいたします。

まず、端的に数でございますが、令和4年度は156の市町村が市町村長申立てについて複数の自治体間で調整を要したという回答がございました。具体的にどういった場合かということなのですが、例としましては、一つは本人の住所地かつ居住地である市町村が障害福祉サービスの支給決定を行っている、一方で、生活保護については実施機関が別の市町

村であるといった場合はどうすべきなのかといった照会がございました。これは先ほどの表にもございますが、生活保護を受給しながら障害福祉サービスを利用している場合については生活保護の実施機関ということで表にも書いてありますので、そういう形になるということでございます。

それから、別の例でございますけれども、認知症の高齢者の方が住所地以外の市町村を1人で歩いていたところを保護され、そこの保護された市町村で生活保護の支給がされたという場合はどうすべきかということでございました。この人はそもそも住所地の居所をもう売り払ってしまったという事情もあるようでございます。そういったことがあって居住地もないということでございますので、こういった場合は表に沿いまして生活保護の支給を受けているところという形になるかと思えます。

こういう形で照会があった場合には答えさせていただいたりしているところでございますけれども、基本的には今言った例もこの表を見れば当てはまるのではないかなとも思うのですけれども、確かにそうはいつでもなかなか自分たちだけでは判断がつきにくいとか、協議がまとまらないという場合もあるかと思えますので、具体的にどのような調整があるのか、どのような疑義例があるのかということにつきましては、今年度、募集をして調査を行いたいと考えておりますので、その結果を踏まえまして必要な検討を行っていきたいと考えております。

それから、2番目にいただいた御質問ですけれども、基準については、今、申し上げましたように照会いただいた事例も結局はこの表を見ていただければいいと思えます。つまり、最後は自治体間で合意がある場合は必ずしもこれに沿わなくてもいいよということも申し上げてはございますけれども、全てを自治体間で協議して決めてくださいと言っているわけではなくて、飽くまでも原則はこの表に書いてあることに基づいていただいて、ただ、そうはいつでも自分たちがやるからいいよということであれば、それは別に絶対駄目というわけではないですという基準でございますので、必ずしも我々は曖昧だとは捉えていないのですけれども、今、申し上げましたとおり調査をしっかりと行って、どのような疑義事例、協議事例があるのかということも把握していきたいと思っております。

具体的にこれまで行ったことといえば、今ほど申し上げましたこの基準を作ったときに通知したという令和3年に行ったことでございまして、令和4年度もそれをなぞるような形の通知を行っておりますけれども、それ以上に何か具体的にプラスアルファというのは行っていません。

言い忘れかもしれませんが、令和3年に通知したときに一応Q&Aはつけているのです。同日にQ&Aも送っているのですが、その上でプラスアルファというのはその後も行っていませんので、そういう意味でも今回調査をさせていただいて、それを踏まえて今後、周知をすることを含めてきちんと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、この後、論点4の中核機関の相談先の問題に移りたいと思います。御意見のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

では、川邊委員、お願いいたします。

○川邊委員 厚労省さんに質問です。地域後見推進センターの資料の12ページで説明されていた中核機関の相談先、ナレッジの共有に関する質問をさせていただきます。

後見人から相談を受ける中核機関職員等の相談先として、K-ねっとを設置して相談を受け付けているとされていますけれども、中核機関からK-ねっとに相談されている内容は、蓄積されれば一般的な事案や特殊な事案に対応するための情報源になると思われそうですけれども、こういった知見の扱い、いわゆるナレッジマネジメントはどのようになっていますでしょうか。

あわせて、現場ではこうしたほかの市町村での情報も参考にしたいと思うでしょうけれども、知見がうまく共有されていないという問題が生じているとのことですが、例えばQ&Aの作成や事例の横展開などをすべきなのではないでしょうか。それらに関して回答をお願いいたします。

○中室座長 ありがとうございます。

引き続きまして、片桐委員、お願いいたします。

○片桐専門委員 ありがとうございます。私からも厚労省さんにお伺いです。

今、川邊委員からもありましたけれども、K-ねっとというものがナレッジセンターとしての重要な役割を果たしているということなのですけれども、他方で、市町村や中核機関からはそもそもK-ねっとというのは何だかよく分からないというお声もあると伺っています。知らなければナレッジも集まりませんし、相談もしないということになるかと思えますけれども、この辺はどういう周知を行って、どのように浸透を図っておられるのかということをお伺いしたいです。

加えて、この成年後見制度に関わる諸々のセンターやいろいろな機関については、K-ねっとみたいなものもあれば中核機関みたいなものもあるし、あるいは権利擁護機関という言い方をされているということもあって、まずいろいろあってよく分からないということが一つあると思うのです。市民がまさに成年後見制度を利用したいと思ったときに、最初に考えるのはインターネットなどで検索するということだと思うのですが、その名称が一定しないと、しかもみんながすぐこういうことだねとキーワードとして思いつくようなものでないと、そもそもヒットしないということになるかと思うのですね。第二期成年後見制度利用促進基本計画においても中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討するという事になっていると伺っていますので、この辺りの名称など、要するに国民から見ればと分かりやすいような仕組み作りということについてどうお考えなのかということをお伺いしたいです。

○中室座長 厚生労働省さん、お願いいたします。

○厚生労働省（吉田審議官） お答えいたします。

まず、K-ねっとでは全国の自治体・中核機関等から相談を受け付けまして、その内容については、多く寄せられるものについてはFAQとして取りまとめております。この取りまとめたFAQはK-ねっとのホームページに掲載しているということでございます。そのほか、成年後見ニュースレターというものを年数回発行しているのですが、こういったものに掲載したりしている。

それから、都道府県交流会というものを年4回とか、それ以上の年もありますけれども、開いております。オンラインでやっているのですけれども、都道府県の担当者の方や社協の方、場合によっては家裁の方にも入ってもらっているのですが、そんなところで紹介を行って周知を行っているということでございます。

次の質問かと思えますけれども、このK-ねっと自体はどのように周知しているのかということですが、実は毎年4月に地方自治体の担当者の方に情報提供メールを送付しています。おそらく地方自治体の方は4月に人事異動があつて替わってしまつて新しい方が来られるということも多いので、そのときを狙つて情報提供メールを送つてこのK-ねっとがありますよということを周知させていただいているほか、先ほど申し上げたような自治体職員の方への研修やニュースレターなどでも周知を図っているということでございます。

更により効果的な周知方法として何か御指摘がありましたら、またそういったことも検討してまいりたいと考えております。

それから、名称につきましてはなかなか難しいところがございます、といいますのも、例えば私は別途介護保険も担当しているのですけれども、そこは地域包括支援センターという名前になっているのですけれども、それ自体、高齢者の介護保険のサポートだというのが分かりやすいかどうかというのは意見がいろいろあると思えますけれども、そういう名前になっている一方で、市町村によってはより分かりやすくすることで高齢者サポートなどのいろいろな愛称を付けたりしている。それはその市町村の独自の工夫ということだと思うのですね。

したがいまして、今、御指摘いただいたような成年後見センター、あるいは安心生活センターという名前をつけられているのは、権利擁護センターというところももちろんあつて、確かに権利擁護センターであれば権利擁護であるということは分かりやすい一方で、もうちょっと自分が求めているのが何なのかなと、とにかく安心な生活がしたいのだけれどもという曖昧な人についてはもしかしたら安心生活センターに行つてみて、そこであなたが求めているのは実は権利擁護ですねとか、成年後見という制度がありますよと教えてもらったほうがいいのかもしいかなという、おそらくそれぞれの市区町村の判断で市民に対して分かりやすいということでの愛称というのをつけているのだと思います。したがいまして、それを一概に否定することは我々もできないので、市区町村で工夫をされているのかなと思えますけれども、いずれにしましても、中核機関という言葉自体もこのままでいいのかという問題もありますので、先ほど申し上げた地域共生社会の在り方検討会議においても総合的にそういったことも含めて御議論いただきたいと思いますと考えております。

○中室座長 ありがとうございます。

ちょっと時間が押しているところ恐縮なのですけれども、最後の課題5までやらせていただければと思います。論点5です。市民後見養成講座に関する課題については、委員の方で御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

落合委員、お願いいたします。

○落合委員 どうもいろいろ御説明ありがとうございます。私から3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目が厚生労働省様にですが、市民後見人の育成について、都道府県単位での取組状況であったり参加状況の御説明をいただきましたが、市町村単位について、複数自治体共同での研修など、一部御紹介もありましたが、どういった内容でどういう規模の取組が行われているか、というのをお伺いしたいと思います。

第2点も厚生労働省様です。市民後見の養成を進めていくという中で、実施自治体の数が都道府県ベースで15ということで、全国的な取組としてはまだ少ないように思っております。これはどういった理由で進んでいないのか、また、今後、どういう形で実施自治体を増やしていくのか、という点についてお伺いしたいと思います。

また、この際に、人的体制に限られる市町村にとっては、複数市町村が連携して講座を行っていく、ということについて一つの解決策に見受けられます。実際、御説明の中にも一部入っていたように思いますが、1つ目の質問とももしかすると重複するかもしれませんが、現状、どのくらいの市町村で行われているのか、ここで連携していくに当たっての課題はどういったところにあるか、というところをお伺いしたいと思います。

また、第3点としては厚労省様と地域後見推進センター様にお伺いしたいと思いますが、それぞれ各自自治体において養成講座の講義ができるような方というのを、それぞれ探して対応されているのではないかと理解しております。これは地域の実情に応じるような部分というのももちろんある一方で、この後見制度自体であったり、必要とされるスキルの多くというのは全国的な制度に基づく、ある程度共通の部分が多いということもあると思っております。そうしますと、共通部分のうち、例えば基礎研修のうち市町村、地域の現状といったものを除くような科目については自治体ごとに講座を実施せず、国であったり、一定のまとまりを持った範囲で統一的に講義を実施していく、ということもあるのではないかと思いますので、この点についてお伺いできればと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

続けて、住田委員、お願いいたします。

○住田専門委員 ありがとうございます。時間がないところ申し訳ありません。私からも3点ほどお伺いしたいなと思っております。

主に地域後見推進センター様にお伺いしたいのですけれども、今回、厚生労働省様が定められているカリキュラムについて説明があったところだと思うのですけれども、後見制

度の知見だけではなくて福祉的な知見を得るということで、基礎研修・実践研修ともにごく大事だなと感じています。特に実践研修や体験学習、レポート作成について具体的にどういったことを行うのかというところをもし教えていただければと思います。

2点目についてなのですが、後見人には法的・福祉的知見の両方が求められるということを先ほどからお伝えいただいていると思うのですが、市民後見人だけではなくて後見人候補になるような全員の人たちがこういった講義を受講するべきだと思います。その際に、事実関係として市民の後見養成講座というのはどんな人が受講されていて、その中には親族後見人の候補となるような人が本当に含まれているのかということについてお伺いしたいなと思っております。

3点目については厚生労働省様にも御回答いただければと思うのですが、各自治体が再度の受講を求める理由としては、自治体が責任を持って裁判所に推薦するために後見人の候補者の人となりを見る必要があるからという声もあるとは思うのですが、そういったことから全て免除するのではなくて、2度同じ内容の講座を受講させるのではなく、共通の座学というのは免除して、グループワークや地域の現状といった観点の受講だけを必要とするなど、後見人になりたい人たちにとっても自治体にとっても効率的な講座の在り方というのがあるべきではないかと思っておりますので、その点についてもお考えをお伝えいただければと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

先ほど住田専門委員からも同様の御指摘があったのですが、市民後見人については講座の受講によって養成しているということなのですが、こういった取組というのは非常に市民後見人に限らず重要だと思うのですね。家庭裁判所で選ぶ後見人について、例えば養成講座を受講した上で一定以上の成績を収めた方にするとか、あるいは面接などの多面的な評価を行うといったことをやって質の確保を行うといったことは考えられないでしょうか。

○中室座長 ありがとうございます。

それでは、まず厚生労働省さんからお願いします。時間が押している関係で、短めでお願ひできたら幸いです。

○厚生労働省（吉田審議官） 承知いたしました。

では、端的に市町村単位での数でございますが、現時点で418の市町村において市民後見人等の養成が実施されているということでございます。

それから、連携のような話でございます。市民後見人の育成については、効率化の観点から都道府県が基礎研修を実施して、その後、それぞれの地域でフォローアップ研修を実施している事例などもございます。それから、実際になぜ進まないのかということですが

れども、実際研修への受講者を募集したのだけれども、結局受講者が集まらずに開催されなかったというケースもあると承知をしております。引き続き各自治体での実施や受講者の拡大を促進していきたいと考えております。

連携をした講座についての進むかどうかということなのですが、市町村ごとにおそらく後見制度の利用者などのニーズも異なるという中で、おそらく隣接していても養成の必要性の認識に相違があるといったことから連携が進まないような事例があるのかなどは推測しておりますけれども、正確な連携した講座の実施状況といったことの実質については、恐縮ですが現時点で把握しているものはございません。

それから、講義の在り方についての御質問をいただきました。おっしゃるとおり、例えば当該市町村の地域の現状以外についても実際に市民後見人として活躍されている方に講義をいただくといった形でそれぞれの市町村・地域の実情に応じて時間や内容を構成して実施させていただいているものと承知しています。

一方で、自治体の負担の軽減の観点から、厚労省におきましては養成研修カリキュラムというものを作成しまして、市町村でのカリキュラム作成の際に活用できるようにしているということでございますので、これは法定の資格というわけではございませんので、統一ということが必ずしもいいかというのはあるのですが、各市町村で柔軟に実施できるようにといったことについて、その実施の負担の軽減については引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、転居した場合についてのお取扱いについての御質問をいただきました。これにつきましてまちなちでして、全て最初から全部受講してくださいと言っている市町村もあるみたいですが、一方で、必要な講義のみをプラスで学んでくださいと言っている自治体もあると承知しています。結局のところ、自分が新しく住むことになる市町村の特性やどういうサービスが提供されているかといったものは理解した上で、市民後見人の方自身が不安なく業務を行えるということが重要であるかと思っておりますので、具体的にどういった講座をプラスアルファで受講すべきかといったことにつきましては、市町村ごとに柔軟に判断していただくということかと思っております。

それから、具体的な指針につきましてですが、先ほども申し上げましたようにこれは市町村ごとに実情に応じて行っているものですので、円滑な運営に影響を与えないようにしないといけないなど考えておきまして、一部のカリキュラムの受講にとどめているものもございますので、こういった事例を共有して自治体が適切な判断を行うことができるような情報提供にこれからも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、推進センターさんからよろしいでしょうか。

○一般社団法人地域後見推進センター（東理事） センターです。

国が統一的なものをということで御提案がありましたけれども、制度論的なものについ

ては統一的な方法で行うというのが自治体の負担軽減につながるとも良い話だなと思っています。

また、実践研修や体験学習はどうやって行っているかという話なのですが、在宅サービス事業者や施設サービス事業者に受講者の体験学習の受入れを依頼して、同行訪問や施設実習の体験をしてもらっています。センター等は課題演習に基づいて申立書類の作成などの具体的な支援計画をレポートで出してもらっていて、実践に活用できるようなカリキュラムを作っております。

あと、市民後見人だけでなく親族後見人の候補も養成講座を受講すべきではないかというお話なのですが、現にセンターのほうは法律の専門職や医療福祉関係者、金融機関、ファイナンシャルプランナー、教員などのいろいろな方々が受講しております。私もそれぞれの職場で具体的な相談を受けた場合に一人でも多くこの成年後見の知識をお話しできるということで、養成講座の受講意義はあるのかということで思っています。

また、障害を持つお子様のために将来のことを思って親族後見、あと、介護をなさっている方は将来介護が必要なときには当然後見制度が必要だということで、親族後見を視野に入れている方も相当多く受講されています。センターの受講の動機としては、別途資料をつけておりますのでそれを参照していただきたいと思います。

ただ、中には活動が近々に見込める者に限っている市町村がありますので、そうではなくていろいろな方々が受講できるだけの受講フィールドを住民に提供していただくと、市民後見のみならず成年後見の利用促進ということではつながっていくのかなということも考えております。

あと、転居の場合は制度論的な共通座学については免除することが望ましいということで考えています。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

最高裁さん、お願いいたします。

○最高裁判所（向井課長） 最高裁でございます。

戸田委員御指摘の市民後見人の質の確保ということについては、我々としても非常に重要だと受け止めております。

ただ、実際に養成講座で成績等がつくのかどうかというのは我々は承知していないのですが、成績や面接などだけで市民後見人の質の確認ができるかという問題はあるかと思っております。先ほどから問題になっている相性の問題や市民後見人の得意・不得意の問題などもあるかと思っておりますので、そういったものもきちんと見ていただきながら調整いただくということも一つありますし、裁判所として今やっていることとしましては、市民後見人の養成講座に職員を派遣して講義等をしてもらったり、あとは実際の事件においては運用上の工夫として、市民後見人の方が自分一人で受けるのはなかなか負担が重いという方については、例えば専門職の後見監督人というのをつけて市民後見人を支援

してもらって、市民後見人がある程度一人立ちしてきたらその専門職後見人が抜けるという運用をやっているところもございます。

裁判所としましては、市民後見人がきちんと御活躍いただけるよう、引き続き研修への講師派遣などを通じて協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

落合委員、住田委員、短くコメントをお願いします。

○落合委員 ありがとうございます。

一点、御質問した中でどういった理由で進んでいないのか、また、これをどう増やしていくのかといったところについて、お答えが不十分だったのかなと思っておりまして、何となく自治体任せというのが全般的なトーンにも聞こえたところがありまして、この点についてはどうしていきたいか、というところをぜひお話しいただきたいと思いました。

以上です。

○中室座長 住田委員、お願いいたします。

○住田専門委員 短くコメントさせていただきます。

最終的には市町村の実情に合わせて判断をするということがお考えであるということはお伝えいただいたと思うのですが、市町村が適切な判断を行えるように厚労省様としても情報の提供をしていただけるということではありましたけれども、ある程度方向性もしっかり示していただけたほうが自治体も方針を決めやすいのかなと思いますので、その点も考慮して情報発信していただければなと思いました。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

落合委員からは更問があったところなのですが、時間が過ぎております関係上、厚労省さんの回答は文書で頂けましたら大変幸いです。

それでは、時間が参りましたので、法定後見制度の課題と対策の質疑応答はここまでとさせていただきます。法務省、厚生労働省、それから最高裁におかれましては、本日の議論を踏まえまして必要な検討を速やかに行っていただき、措置をしていただくようお願いをいたします。

具体的には、法務省におかれましては、本人や家族の希望に応じて後見制度の本人や親族の判断による終了や一時的な利用を認め、後見の状況に応じて後見人の交代を容易とする方向で検討していただきたいと思っております。そして、法制審議会で結論が得られるよう必要な取組を進めてください。

また、制度の見直しに当たっては、制度の課題は複雑な要因で発生しているため、その要因を分析して課題の発生する中核的な要因を取り除くようお願いしたいと思います。

さらに、PDCAサイクルを意識して、制度の利用状況がどのようになっているのか、利用者、利用しようとしている方、制度に関係している方などの声や課題を日頃からモニタリ

ングして、現場のニーズに応じた適時の制度改善というのを進めていただきたいと思います。

厚生労働省におかれましては、市区町村による後見開始の申立てについて、候補地が2拠点以上である場合、市町村間の協議に委ねることがないように基準を明確化することや、具体例を例示していただきたいと思います。中核機関などの相談先となるK-ねっこの認知度を向上させ、参考となるQ&Aを拡充し、相談対応のノウハウ蓄積向上を図ること、地方における市民後見人を拡充するため、市民後見養成講座について市区町村間で重複するカリキュラムの受講を免除可能とする事例や、講座の受講なしに個別に市民後見人として登録している事例、市民後見人の適正確認の方法などを通知などにより周知することを検討していただきたいと思います。

あわせて、最高裁判所事務総局におかれましても、本日の議論を踏まえ、法定後見人の選任・監督に係る裁判手続について、利用者目線に立った改善が図られるよう、家事事件手続法の改正が施行されるまでの間、手続のデジタル化を導入する前提でBPRを図り、その上で必要なシステム整備を進めるほか、業務・システムの不断の見直しを図っていただけますと幸いです。

法務省におかれましては、制度を所管する立場から、裁判所における運用の改善の取組に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、各団体、各省庁、オブザーバーの皆様におかれましては、本日はお忙しい中、誠にどうもありがとうございました。「退室する」ボタンより御退室ください。

(各団体、各省庁、オブザーバー退室)

○中室座長 ありがとうございます。

速記は止めてください。